

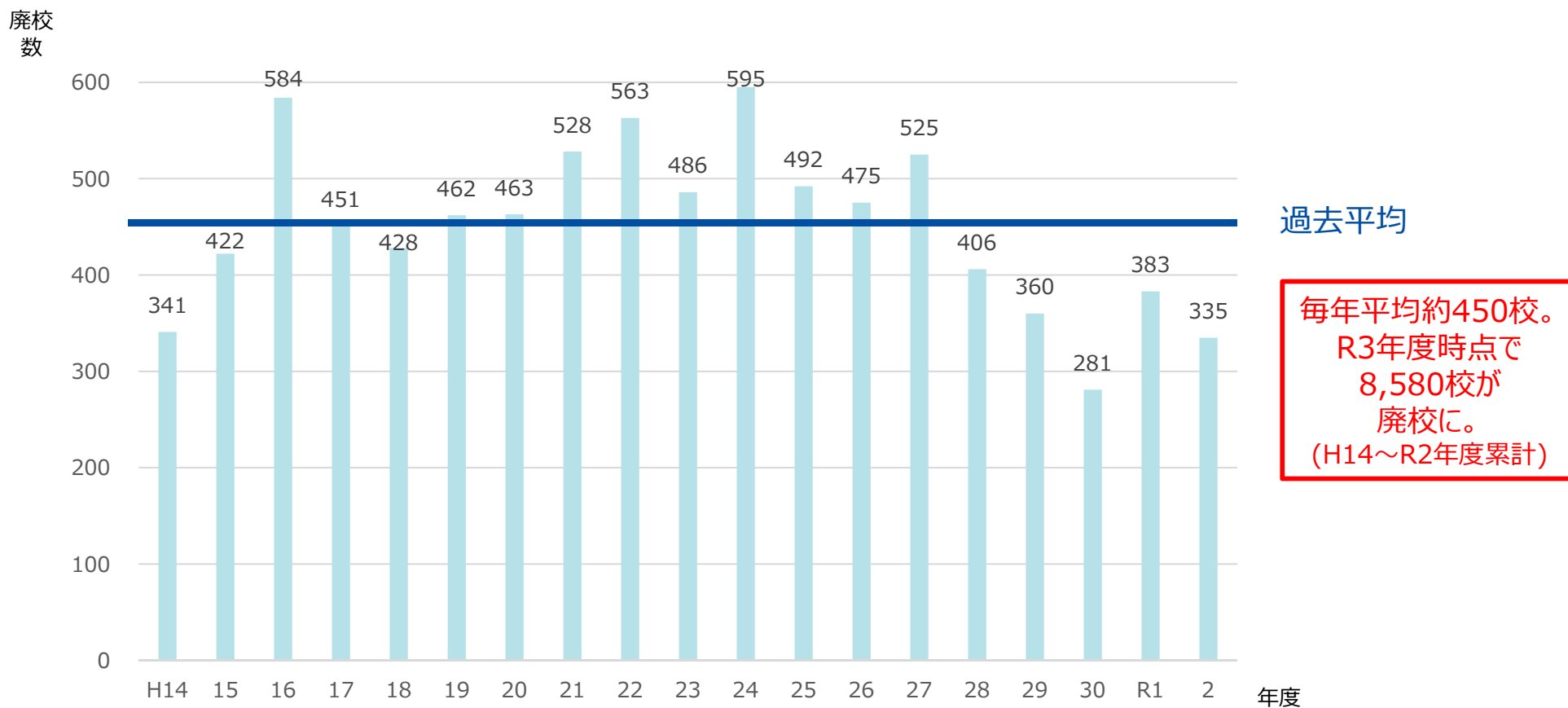
廃校施設の有効活用について ～みんなの廃校プロジェクト～

令和5年5月

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課

廃校の発生状況について

- ✓ 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、**毎年約450校程度の廃校**が全国で発生



出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）
（調査対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

廃校の活用状況について①

- ✓ 廃校施設のうち、**約 8 割は既に活用**
- ✓ 活用用途としては、“学校”、“社会体育施設”、“社会教育施設”といった主に**公の施設が想定される活用が多い**ほか、“**企業等の施設**”としての活用も多く見られる

平成14年度～令和2年度の廃校の状況 (令和3年5月1日現在)	
廃校数	8,580
施設が現存している廃校数	7,398
活用中	5,481
未活用	1,917
活用用途あり	278
活用用途無し	1,424
取壊し予定	215
現存施設なし	1,182



活用用途 (平成14年度～令和2年度)	
学校（大学を除く）	3,948
社会体育施設	1,756
社会教育施設・文化施設	1,330
企業等の施設・創業支援施設	1,020
福祉施設・医療施設等	774
体験交流施設等	520
庁舎等	461
備蓄倉庫	199
大学	79
住宅	21

(複数回答)

(校舎と屋内運動場の合計件数)

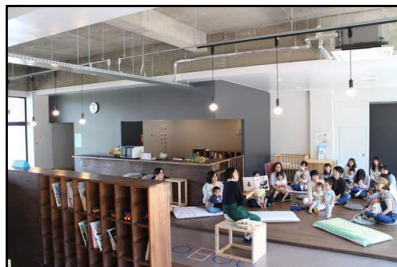
出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用事例

長野県佐久穂町 旧佐久中央小学校

子ども教育支援施設として活用

- ◆ 親子で楽しく遊べるプレイルーム、乳幼児検診室、学童クラブ等からなる子育て支援施設。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うとともに、様々な行事・イベント等を通じて、子どもとその保護者、地域の方々が集い交流する場所となっている。
- ◆ 広い親子トイレ、授乳室、お昼寝スペース、共同キッチンスペース等も完備。



滋賀県東近江市 旧政所中学校

コミュニティセンター・道の駅として活用

- ◆ 市役所出張所、出張診療所のほか、市民サロン、会議室、調理室、体育館などを備えた「鈴鹿の里コミュニティセンター」として活用。さらに防災拠点として、避難所や臨時ヘリポートの機能も有している。
- ◆ また、校舎の空き施設部分を活用して、道の駅「奥永源寺溪流の里」もオープン。地元産の野菜や特産品が並ぶ物販コーナーや地元食材を取り扱う飲食店が整備され、地域振興の拠点となっている。



青森県大鰐町 旧大鰐第三小学校

生ハム加工工場として活用

- ◆ 基幹産業である農業を軸に町内各産業が連携。地域ぐるみの6次産業化に成功。
- ◆ 木造建築の通気性の良さを生かし、町内の養豚場で育成した豚を熟成生ハムやウィンナー等に加工。廃校を活用していることで多くのメディアに取り上げられ、注目度が向上。



佐賀県佐賀市 旧富士小学校

スポーツ宿泊施設として活用

- ◆ 温泉街の廃校をスポーツをメインとした複合宿施設に再生。施設の開設や修繕等は行政が行い、運営は指定管理者である「株式会社佐賀古湯キャンプ」が行っている。
- ◆ 様々なタイプの宿泊室、ミーティングルーム、食堂、大浴場、近くには人工芝グラウンドもあり、スポーツ合宿以外にも企業の研修等、様々な形で利用可能。



廃校の活用状況について②

- ✓ 廃校施設のうち、**未活用の2割（約1,400校）が課題**
- ✓ 地方自治体は、“**建物の老朽化**”、“**地域等からの要望がない**”、“**財源が確保できない**”といった理由で活用用途が決まらなると考えている

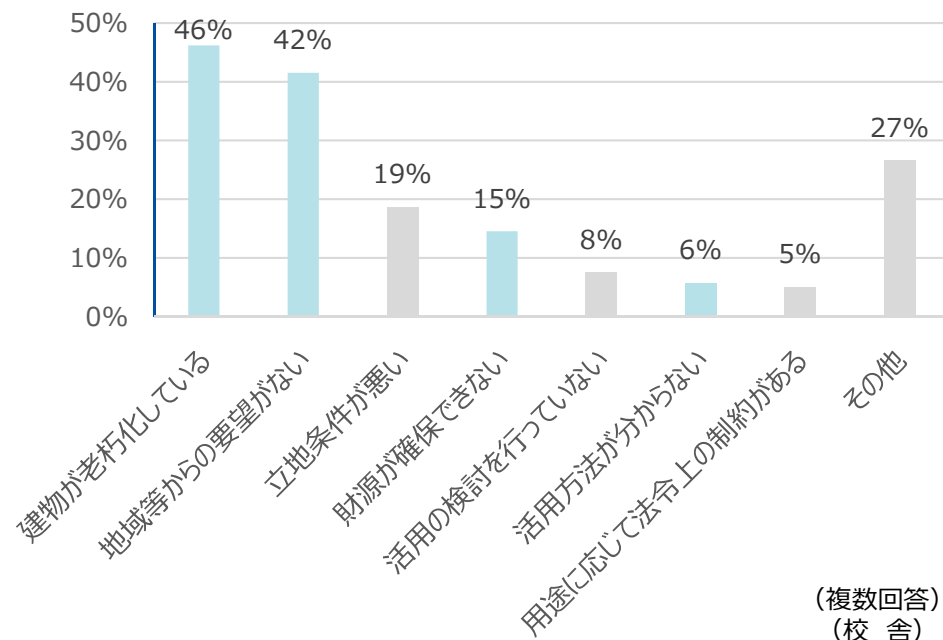
平成14年度～令和2年度の廃校の状況

(令和3年5月1日現在)

廃校数	8,580
施設が現存している廃校数	7,398
活用中	5,481
未活用	1,917
活用用途あり	278
活用用途無し	1,424
取壊し予定	215
現存施設なし	1,182



活用用途が決まらない理由（地方自治体からの回答）



出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校活用の推進に向けた取組 ～みんなの廃校プロジェクト～

廃校活用推進のため、文部科学省では、～みんなの廃校プロジェクト～として、全国各地の優れた**活用事例**、活用を希望する**廃校情報等のホームページでの公表等**を通じて、廃校を“使ってほしい”**自治体と廃校を“使いたい”企業等への情報発信・マッチング**を行っています。

<～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト ホームページ>



「みんなの廃校」プロジェクトとは？

少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国では毎年の約450校程度の廃校施設が生じています。
廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められています。
文部科学省では、平成29年3月に「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組やイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進しています。



最新情報

- 令和5年3月「廃校活用事例集」をリニューアルしました。
- 令和4年10月14日に「廃校活用推進イベント(オンライン)」を開催しました。

全国の廃校活用事例が知りたい！

廃校活用って何だろう？廃校でどんなことができるの？

- 廃校活用事例集についてはこちら！
- 廃校施設等活用事例リンク集についてはこちら！

廃校施設の活用を検討している事業者等の皆様へ

活用用途を募集している廃校物件を知りたい！

- 現在活用用途を募集している廃校施設の一覧はこちら！毎月更新中！
- 廃校活用推進イベントについてはこちら！

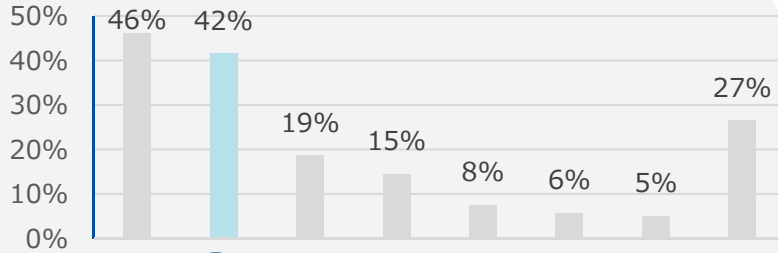


https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

みんなの廃校プロジェクトの取組①

～活用用途を募集している廃校施設の公表、イベントの開催～

活用用途が決まっていない理由（地方自治体からの回答）



建物が老朽化している
 地域等からの要望がない
 立地条件が悪い
 財源が確保できない
 活用の検討を行っていない
 活用方法が分からない
 用途に応じて法令上...
 その他

廃校を持つ地方公共団体単独では、
 廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界も...



特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、
 地方公共団体から活用を希望する廃校のPR
 を行うイベントを開催



（参考）令和4年度開催実績
 日時：令和4年10月14日（金）

- ・行政説明
- ・事例発表（山形県舟形町×リングロー株式会社、岐阜県高山市×有限会社船坂酒店店、京都府福知山市×井上株式会社）

- ・自治体からのPRタイム
 （北海道、青森県三戸町、茨城県鉾田市、茨城県龍ヶ崎市、茨城県城里町、千葉県、千葉県君津市、京都府福知山市、兵庫県豊岡市、広島県安芸太田町、愛媛県宇和島市、鹿児島県）



文部科学省HPにおいて、
 地方公共団体から掲載希望のあった
 活用用途を募集している廃校施設を公表

千葉県	福川市	空基小学校		福川市成川25		
JR外房線・内房線安房福川駅から約7km		問い合わせ先		福川市 企画政策課地域戦略係 04-7093-7828		
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 築年区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	募集内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,539	鉄筋コンクリート S54	1,922 1,922 2	アイデア募集	・地域の復興や活性化につながる ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議)	・校舎は耐震改修の必要あり ・旧幼稚園舎(S50竣工・267㎡)が隣接

- 主な掲載情報
- ・学校名
 - ・住所・アクセス
 - ・面積
 - ・建物構造、竣工年
 - ・募集内容、条件
 - ・写真、平面図
 - ・問い合わせ先

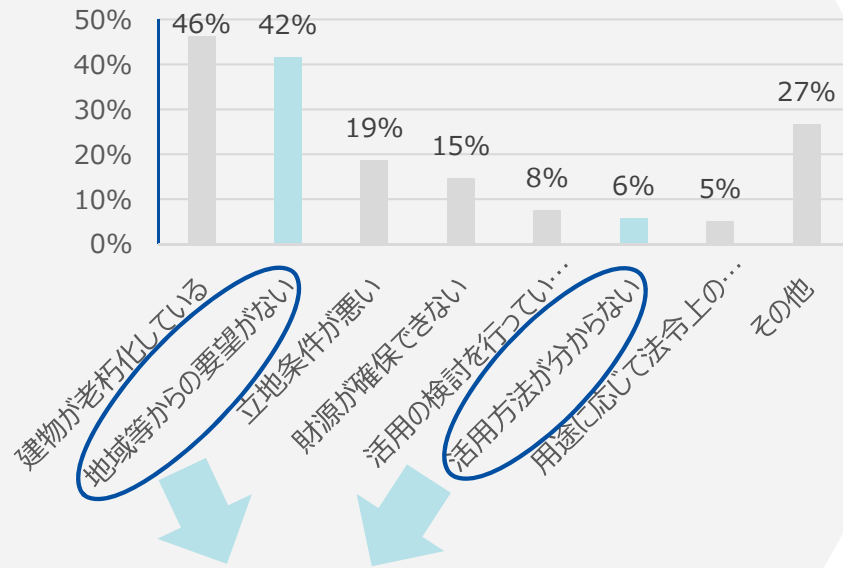
※廃校の情報については、国土交通省HP（空き家・空き地バンク総合情報ページ）からの検索も可能。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html



みんなの廃校プロジェクトの取組② ～廃校活用事例集の作成・公表～

活用用途が決まっていない理由（地方自治体からの回答）



廃校の活用用途・方法が分からない・・・



廃校活用に至った経緯や改修コスト等の
情報を含む**廃校活用事例集**を作成、
文部科学省HPにおいて公表

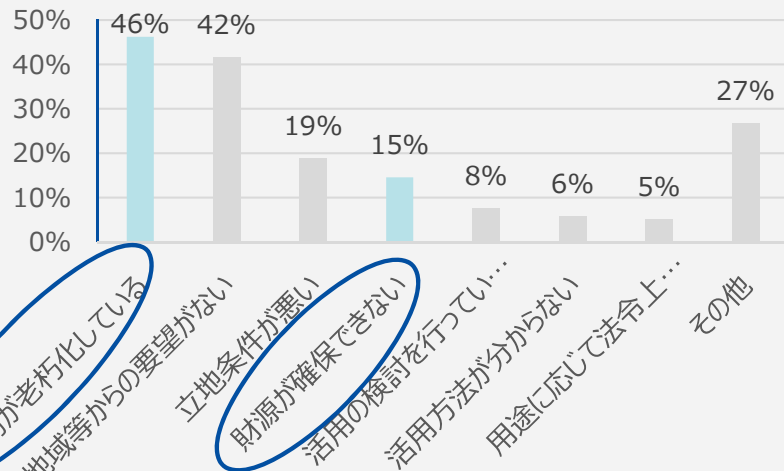


活用事例集

みんなの廃校プロジェクトの取組③

～廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度について情報発信～

活用用途が決まっていない理由（地方自治体からの回答）



廃校活用に利用できる支援制度が分からない...



廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度
をとりまとめ、**文部科学省HP**において公表



・利用可能な支援制度の一例（一覧はみんなの廃校プロジェクトHPを参照ください）

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型））	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html	農林水産省
	②農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	https://www.maff.go.jp/j/ka-sseika/k_seibi/seibi.html	
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策 (木造公共建築物等の整備)	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	https://www.mlit.go.jp/pag/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	デジタル田園都市国家構想交付金	https://www.chisou.go.jp/so-usei/about/kouhukin/index.html	内閣府

地方公共団体の担当者の方へ

- ✓ 廃校を積極的に活用することで、“**維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減**”といった短期的な効果のみならず、“**地域コミュニティの維持・活性化**”や“**産業振興**”といった様々な効果が期待されます。
- ✓ 廃校の活用に当たっては、以下の点が重要です。
 - ・**廃校することを決定する段階で、併せて廃校の活用等についても検討**すること
 - ・地方自治体全体を俯瞰したまちづくりの観点から活用方策を検討するため、教育委員会のみならず、**まちづくり・地域振興・産業振興等の多様な関係部局も含めた検討体制**とすること
 - ・廃校は地域の“思い”が詰まった施設であるため、**地域の意向を踏まえながら検討・活用**を進めること
 - －地域住民、行政、民間企業等が協働して活用方策・計画を検討、地元住民からの意向聴取、サウンディング型市場調査等、様々なプロセスで活用方策を検討している例があります
 - －（特に企業等において活用される場合）活用中も積極的に活用企業等とコミュニケーションを図り、地域に根ざした施設とすることも重要です
- ✓ なお、国庫補助を受けて整備した学校施設を、処分制限期間内に学校教育以外の用途で活用する場合には、“**財産処分手続き**”が必要です（廃校活用を促進するため手続きの簡素化等を図っています）。

文部科学省～みんなの廃校プロジェクト～HP
への廃校情報の掲載も含め、積極的に廃校活用を御検討ください！

公立学校施設に係る財産処分手続の概要

原則

- 国庫補助を受けて整備した建物等について、処分制限期間内に転用等をする場合は、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等をする場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。
(根拠：補助金等適正化法等)



文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**にするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

- ・学校施設を一時的に学校教育以外の用に供する場合
- ・廃校施設等の改変を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合

手続不要
(財産処分に
該当しない)

処分
制限
期間
内

無償による財産処分の場合

- ・過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合
- ・交付決定事項(当該新增改築事業に際し、国庫補助事業完了後5年以内の大規模改造事業、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。)

手続
不要

- ・国庫補助事業完了後**10年以上**経過した建物の無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取壊し）
- ・国庫補助事業完了後10年未経過で、市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分
- ・特別支援学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡、認定こども園に係る幼稚園の財産処分等

報告

国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当

- ・耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物等の無償による財産処分
- ・大規模改造事業（上記以外）、防災機能強化事業（上記以外）又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分(国庫補助事業完了後5年以内に取り壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものは除く。)

承認

地域再生計画の認定を受けた建物等の転用並びに無償による貸与

総理認定

有償による財産処分の場合

国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合

承認

公民館と地域運営組織との連携等について

令和5年5月12日(金)

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

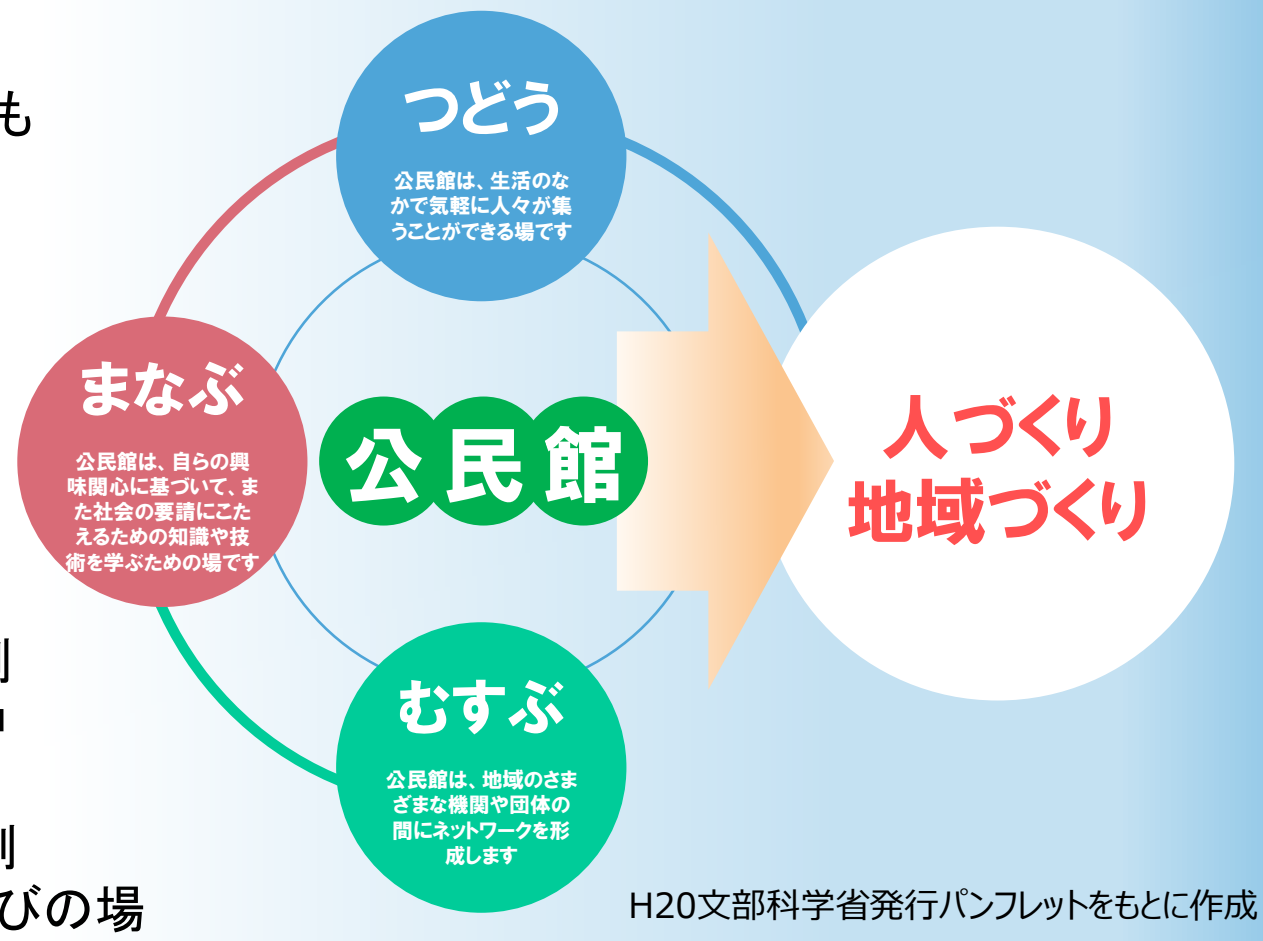
公民館について

○ 公民館の現状

- ・ 減少傾向にある館数
- ・ 主催事業減少
- ・ 利用者の固定化が見受けられるところも

○ 求められる/期待される役割

- ・ 学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
- ・ 地域の防災拠点としての役割
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割
- ・ 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- ・ 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場



- ・ これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

公民館（類似施設）の設置状況

【 公民館の数 】

設置者	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
公民館 計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632	13,163

【 公民館類似施設の数 】

市立	333	405	708	422	496	447	438	425
町立	414	407	291	167	187	187	182	180
村立等	59	60	40	34	35	36	29	30
類似施設 計	806	872	1,039	623	718	670	649	635

【 公民館及び公民館類似施設の合計数 】

合計	19,063	18,819	18,182	16,566	15,399	14,841	14,281	13,798
-----------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

【 公民館を設置している市町村の割合 】

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
全市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	1,741
うち公民館設置市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	1,388
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%	79.7%

出典：社会教育調査より作成

公民館の職員数

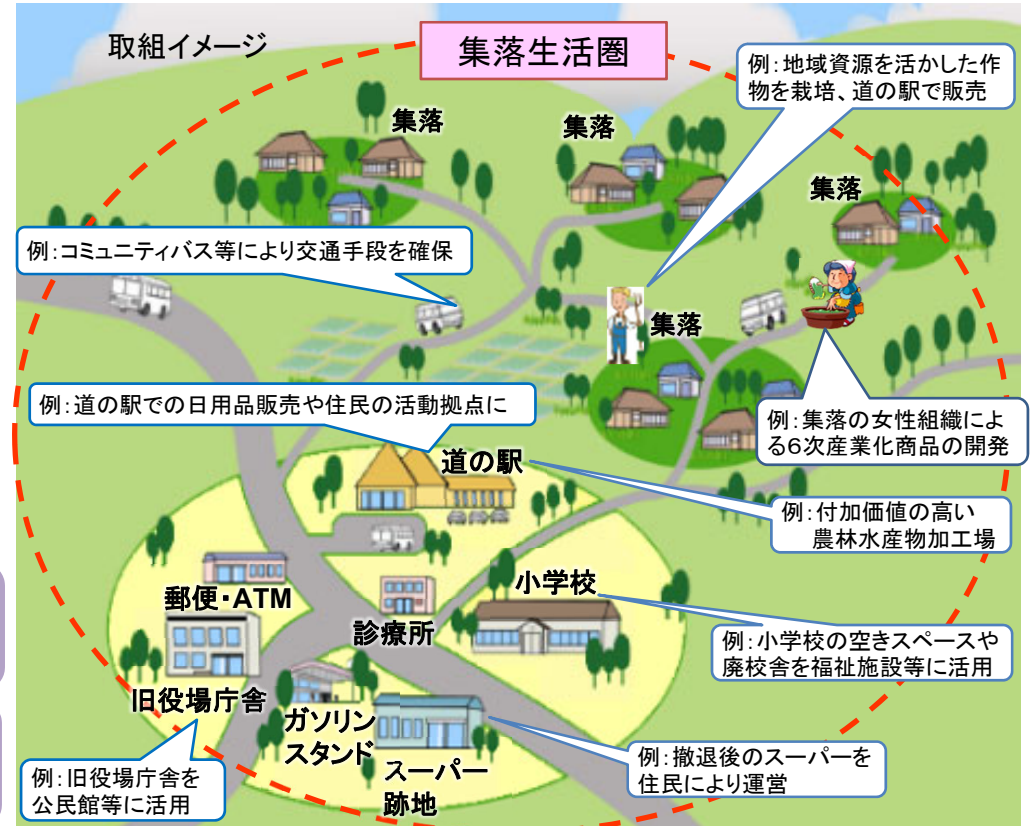
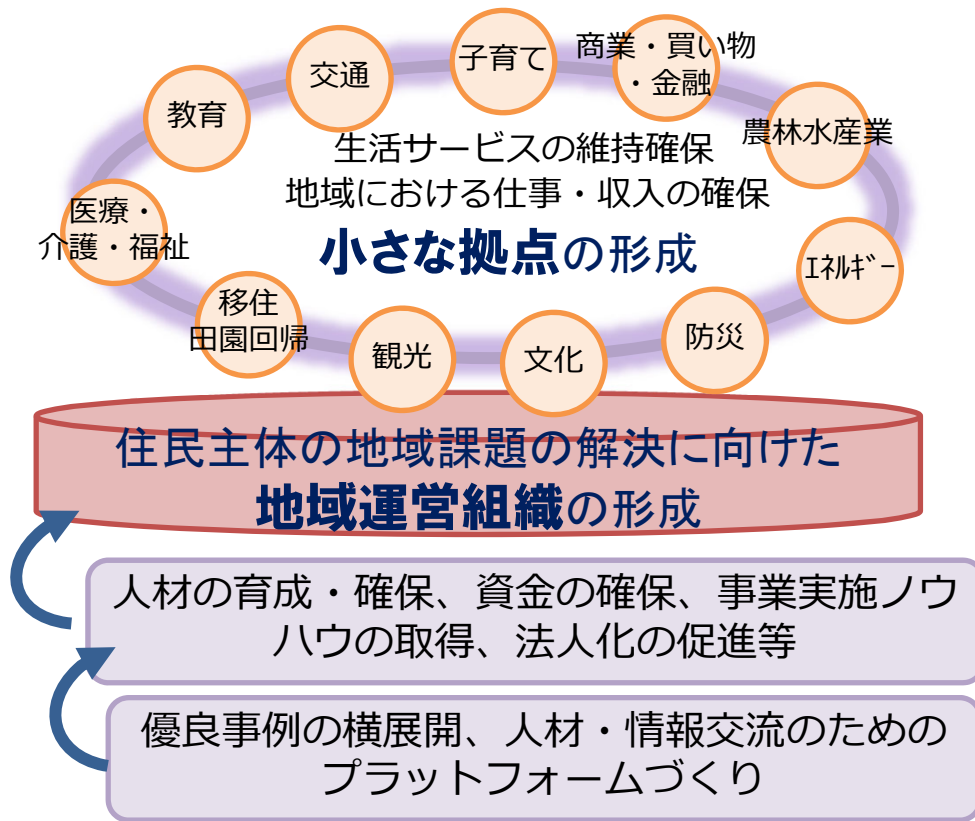
【 公民館職員の数 】

設置者	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
館長・分館長	17,683	17,588	16,486	15,371	14,092	13,389	12,594	12,185
公民館主事	18,484	18,099	17,127	15,090	13,988	12,954	12,011	11,448
その他職員	18,122	18,909	18,617	20,310	18,261	18,799	18,379	18,071
職員計	54,289	54,596	52,230	50,771	46,341	45,142	42,984	41,704

出典：社会教育調査より作成

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（**地域運営組織**）の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所（2019年9月：1,181箇所）、地域運営組織を全国で5,000団体（2018年10月：4,787団体）形成する。



➡ **中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持**

共に学び 共に考え まち全体でSDGsの実現（岡山県 岡山市立京山公民館）

公民館の概要

- ・エリアの人口：約2.4万人
- ・H6年開設。木造建築で外観、内装ともに木が多く使われており温かみのある雰囲気。

取組の概要と特長

公民館を拠点として、地域の38組織（コミュニティ組織、大学、市民団体、公的機関、企業等）及び個人で構成する「京山地区ESD・SDGs推進協議会」を中心に、**多様な人がつながり協働**していく運営を基本として、**持続可能な地域づくり**に取り組んでいる。

公民館を中心に多様な人材が活動に取り組む

●「環境てんけん」活動

小学生から社会人までが一緒に、春と秋に地域環境を調査し、環境の変化を記録している。

●ESD・SDGsフェスティバル

毎年協議会に参加する各組織が一堂に会し、それぞれが行う活動の成果や課題について学び合う。

●多文化共生プロジェクト「フレンドリー京山」

地域に在住する外国人とともに企画し、外国人のためにお医者さんマップの作成や料理を通じた文化交流・理解、日本の伝統文化の紹介、互いの風習の違いを学び合う。

●つしまみんな食堂

孤立しがちな高齢者や子育て世代等に「食」を通じた交流の場を提供するとともに、不要となった生活用品や学校用品、食品等を持ち寄り、必要とする人に提供する活動。

●SDGs・健康ウォークラリー

地域の自然や歴史的建造物、SDGsに取り組む事業所等を巡るウォークラリーを大学生が企画・運営して開催している。



▲観音寺用水での「環境てんけん」活動



▲外国人と地域住民との交流行事

それぞれの活動がつながり、活動分野が拡大

- ◆「環境てんけん」活動に参加していた中学生からの提案をもとに住環境が悪化していた観音寺用水沿いが、官学民の連携により地域の憩いの場として整備された。

→地域全体で野生生物の生息環境を保全する活動に発展

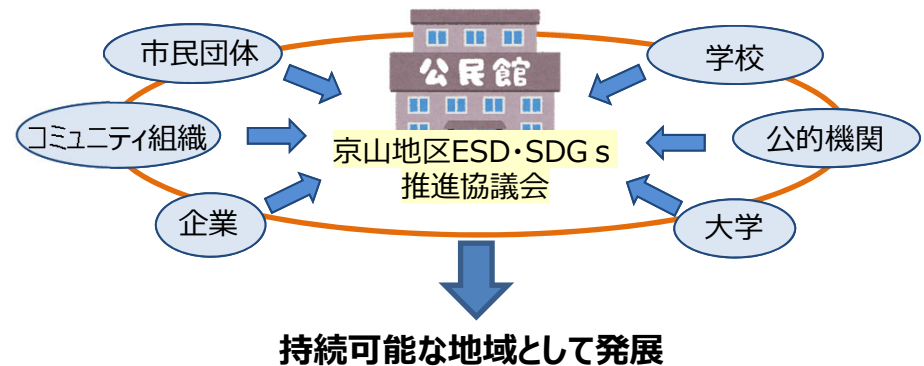
- ◆環境や国際理解としての活動が発展し、少子高齢化、消費者教育、安全・安心なまちづくり、防災等、活動の幅が広がる

→「自分ごと」として学び行動する人が増加

- ◆様々な人が関心を持つ幅広い活動を展開することで、公民館と縁の薄かった人・組織の参加が増加

→世代間交流が増加し、公民活動が活発化

公民館を中心に多様な主体が協働



社会教育の学習成果をまちづくりにつなげる -愛媛県新居浜市-

< 泉川地域の課題 >

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

新居浜市泉川公民館(愛媛県)



- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

泉川まちづくり協議会

○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。

○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



学習と実践を繋ぐ

○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



人づくり+地域づくり

(出所)新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成

背景・課題

- デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、年齢、障害の有無、所得、地域、国籍等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できることが重要。このため、国民がデジタル技術の必要性を理解し、その活用により生活の利便性を向上させていくことが必要。
- このため、いつでも誰でも希望する国民が気軽に受講できる基礎的・実践的なデジタルリテラシー講座を公民館等の場を活用し、関係省庁の連携・協力により全国に展開する。

新しい資本主義のグランドデザイン 及び実行計画 (令和4年6月7日閣議決定)

高齢者などデジタル技術に不慣れな方が身近な場所でデジタル機器の使用方法を学べるようにするため、デジタル推進委員を配置し、誰一人取り残されないデジタル化の実現を目指す。

事業内容

- 公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用したデジタル講座を実施する。



講座内容（例）

- ◆ パソコンの基本操作
 - ・電源の入れ方
 - ・文字の入力、マウス操作
 - ・インターネット接続
 - ・メール送信 等
- ◆ オンラインサービスの仕組み
 - ・各種行政サービス
 - ・ネットショッピング
 - ・災害時など緊急時対応 等

※ 高齢者でも活用が進むよう、具体的な場面を想定した講座を実施。